


所管部課	会計課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例			
	部課機関	市民生活課（清原市民センター）			
1. 要 旨					
<p>(1) 改正理由 平成28年4月1日付で東大和市奨学資金貸付条例が廃止になることに関連し、償還金の名称の表記が奨学資金償還金となることから、別表（第5条、第7条関係）中の清原市民センターの出納員の担当事務中の事務の名称変更の必要が生じるため、規則の一部改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 別表清原市民センターの項中「東大和市奨学資金貸付条例（昭和47年条例第8号）に定める償還金」を「奨学資金償還金」に改める。</p> <p>(3) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 特になし</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> ・文書課にて事前審査済み 					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議付議後、起案処理により改正の事務手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。